

発達障がい支援アドバイザーの活用について

令和4年4月
特別支援教育課

県教育委員会では、国事業を活用し、通級による指導を担当する教員等の専門性の向上を図り、各地域において発達障がい支援に係る指導的立場となる教員（以下、「発達障がい支援アドバイザー」という。）を養成するため、研修講座（30講座 令和2年度から令和3年度まで）を開催してきました。

研修を修了した発達障がい支援アドバイザーについては、本講座で得た知識・技能、受講者同士のネットワーク等を生かし、今後、市町において発達障がい支援の中核的な役割として、経験の浅い教員等への相談・助言を担うことが期待できます。

1 発達障がい支援アドバイザーの役割

発達障がい支援アドバイザーは、令和2年度から令和3年度にかけて、三重大学教育学部の松浦直己教授から2年間で30講座の指導を受けました。

- 四日市市：通級による指導担当教員2名
- 津市：通級による指導担当教員1名、指導主事1名
- 松阪市：通級による指導担当教員2名
- かがやき特別支援学校：教員6名（緑ヶ丘校1名、あすなろ分校4名、草の実校1名）
- 特別支援学校玉城わかば学園：教員1名
- 特別支援学校伊賀つばさ学園：教員1名

本講座を修了した発達障がい支援アドバイザーは、以下の役割を担います。

- (1) 通級による指導を担当する教員や通級による指導を受けている児童生徒を指導する通常の学級の担任に対して、児童生徒の実態把握や指導・支援方法について相談・助言を行う。
 - 四日市市、津市、松阪市の発達障がい支援アドバイザーは、当該市の通級による指導を担当する教員等を支援する。
 - 県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーは、四日市市、津市、松阪市以外の通級による指導を担当する教員等を支援する。
- (2) 通級による指導担当教員等研修講座「発達障がい専門研修」、「発達障がいエリア研修」において講師として研修を行う。

また、「発達障がいエリア研修」において、地域支援の状況について発達障がい支援アドバイザーとして指導・助言を行う。

※通級による指導担当教員等研修講座は、通級による指導担当教員等を対象に発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る専門性の向上と指導者の育成を目的とした研修講座です。

- (3) 特に、困難なケースについては、必要に応じて三重大学教育学部（松浦直己教授）、かがやき特別支援学校あすなろ分校（教育ケースマネージャー）に相談しながら、指導・助言する。

2 支援要請に係る手続き

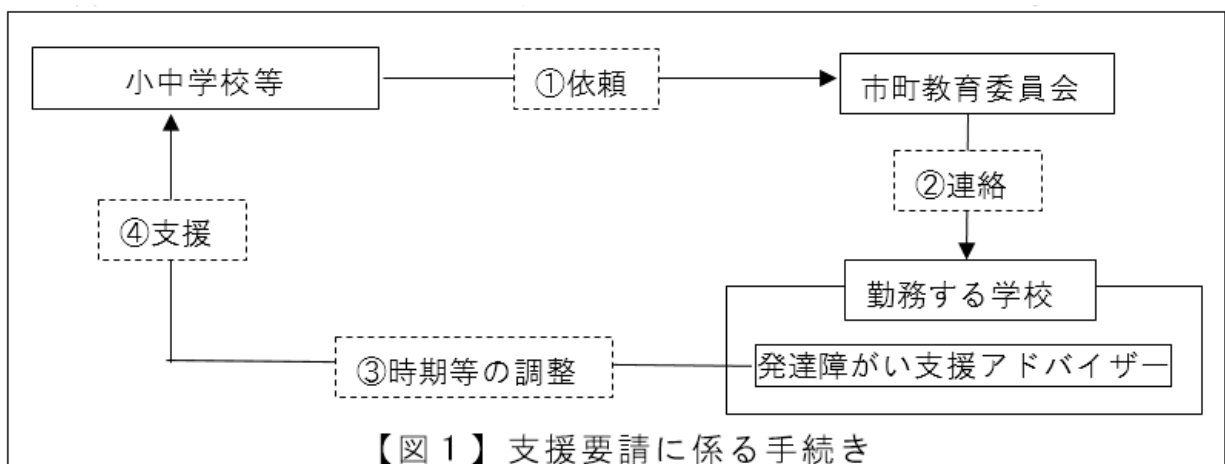
発達障がい支援アドバイザーに相談がある場合は、以下の窓口に連絡していただき、(1) および (2) の支援要請に係る手続きに従って依頼をしてください。

【窓口】

- 四日市市・津市・松阪市の小中学校の教員
 - ・四日市市教育委員会教育支援課（TEL：059-354-8285）
 - ・津市教育委員会教育研究支援課（TEL：059-229-3243）
 - ・松阪市子ども発達総合支援センターそだちの丘（TEL：0598-30-4410）
- 上記以外の市町の小中学校の教員
 - ・県立かがやき特別支援学校あすなろ分校（TEL：059-253-2057）

(1) 【四日市市、津市、松阪市】の場合（図1参照）

- ①支援を要請したい小中学校の通級による指導を担当する教員等は、市町教育委員会に依頼します。
- ②市町教育委員会は、発達障がい支援アドバイザーが勤務する小中学校の管理職に連絡をします。
- ③発達障がい支援アドバイザーと支援を依頼した小中学校間で直接、支援の時期や回数等を調整します。
- ④発達障がい支援アドバイザーによる支援を行います。



(2) 【四日市市、津市、松阪市以外の市町】の場合（図2参照）

- ①支援を要請したいの小中学校の通級による指導を担当する教員等は、かがやき特別支援学校あすなろ分校（教育ケースマネージャー）に相談し、依頼をします。
- ②かがやき特別支援学校あすなろ分校（教育ケースマネージャー）は、相談があった小中学校を所管する市町教育委員会へ連絡するとともに、県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーが勤務する学校の管理職に連絡をします。

- ③ 県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーと小中学校の管理職で直接、支援の時期や回数等を調整します。
- ④ 県立特別支援学校の発達障がい支援アドバイザーによる支援を行います。

